

記入上の注意

○就労証明書の目的

- ・この証明書は、認定こども園や保育園等に入園を希望し、保育の支給認定を受けるための申請を行う保護者の方が、就労により家庭で保育が出来ないことを証するための資料となります。
これ以外の目的には使用いたしません。

○証明書を記入する担当者の方へ

- ・保育の認定基準は、勤務時間が月 60 時間以上となりますので、一日の勤務時間、月間勤務日数は必ずご記入ください。
- ・証明者は、代表者でなくても結構です。ただし、被証明者の雇用に責任をお持ちの方にご記入をお願いいたします。ご記入された方のお名前を、担当者名欄にご記入ください。
- ・派遣の場合は、派遣元の企業等でご記入をお願いいたします。
- ・勤務場所については、被証明者が実際に勤務している場所の所在地等をご記入ください。
- ・勤務形態は、あてはまるものに○を付けてください。
- ・勤務時間は、休憩時間を含む労働契約上の正規の時間をご記入ください。（0 時～24 時表記でご記入ください。例：午後 5 時⇒17 時）1 日あたりの勤務時間は、給与（報酬）の対象となる時間をご記入ください。
- ・休務日は、あてはまるもの全てに○を付けてください。
- ・産休や育休を取得している場合、または取得予定がある場合は、該当欄に期間をご記入ください。
- ・証明の内容については、後日町の担当者から確認させていただくこともあります。その際はご協力をお願いいたします。
- ・訂正がある場合は、必ず事業所の訂正印を押印し、訂正してください。（修正液等の使用不可）
- ・就労日数には有給休暇を含めてください。

○保護者の方へ

- ・証明内容について、勤務先へ問い合わせる場合があります。予めご了承ください。
- ・証明内容に虚偽があった場合には、保育の支給認定を取り消すことがあります。
- ・退職・転職された場合には退職された職場とこれから就労される職場両方の就労証明書をご提出ください。

※その他、ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

〒285-8510

千葉県印旛郡酒々井町中央台 4-11

酒々井町役場 こども課 子育て支援班

Tel:043-496-1171

Fax:043-496-1231